

○えびの市ぷらいど21市民団体活動助成金交付要綱

(平成15年8月25日えびの市告示第139号)

改正 平成19年6月13日告示第163号 平成21年1月9日告示第3号
平成23年5月16日告示第57号 平成24年3月27日告示第29号
平成25年3月28日告示第39号 平成26年3月25日告示第31号
平成28年3月25日告示第40号

(趣旨)

第1条 市は、いきいきとしたまちづくり活動の推進を図るため、予算で定めるところにより、えびの市ぷらいど21基金条例（平成15年えびの市条例第24号）及びえびの市ぷらいど21基金条例施行規則（平成15年えびの市規則第18号）に基づく活動を行う市民団体に対し、えびの市ぷらいど21市民団体活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、えびの市補助金等交付規則（昭和51年えびの市規則第23号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる市民団体（以下「市民団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 構成員が、市内に在住し、在勤し、又は在学する者5人以上であり、その2分の1以上のものが市内在住者であること。
- (2) 活動拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること。
- (4) 営利を目的とした活動を行う団体でないこと。
- (5) 政治的活動又は宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(助成金交付期間)

第3条 助成金の交付期間は、1年間とする。ただし、複数年度を要する事業については、3年間を限度に助成することができるものとする。

(助成対象活動)

第4条 助成金の交付の対象となる活動は、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 調査又は啓発のみの活動
- (2) 施設整備事業（住民参加型まちづくりファンド支援事業）のみの活動
- (3) 企業の宣伝及び営業活動
- (4) 政治団体又は宗教団体が行う活動

- (5) 公序良俗に反する活動
 - (6) 既に国又は地方公共団体等の補助金等助成が予定されている活動
 - (7) その他市長が適当でないと認める活動
- (助成率及び助成限度額)

第5条 助成金の助成率及び助成限度額は、別表第1のとおりとする。

- 2 算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象活動等の実施に直接必要なものとし、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 市民団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 市民団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 市民団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) 市民団体の交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他の団体への負担金及び補助金、予備費等の経費
- (5) 不動産及びその従物の取得に要する経費
- (6) 飲食費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費

(再申請の制限)

第7条 この告示に基づき助成金の交付を受けたものが同事業について再申請をしようとするときは、当該交付の最終年度の翌年度から起算して10年を経過しなければならない。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 交付規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、助成金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日までとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 交付規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更の範囲は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 事業の経費配分の変更のうち経費の流用による変更で、流用先の経費の増加額が当該経費の100分の20を乗じて得た額を超えない変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(助成金の交付方法)

第10条 この助成金は、概算払により交付する。

(公表)

第11条 市長は、助成金の交付を決定した事業について、当該市民団体の名称、事業の名称、内容等を広報紙その他の方法により公表するものとする。

2 市長は、助成金の交付を受けた市民団体に対し、当該事業の活動状況及び成果の報告を求め、その内容を広報紙及びその他の方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年6月13日告示第163号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年1月9日告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後のえびの市ぷらいど21助成金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のえびの市ぷらいど21助成金交付要綱の規定は、平成20年4月1日以降この規定に基づき新規に助成金の申請を行う団体に適用し、改正前のえびの市ぷらいど21助成金交付要綱の規定により既に助成を受けている団体は、改正前又は改正後のいずれかの規定を選択し申請することができるものとする。

附 則 (平成23年5月16日告示第57号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日告示第29号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のえびの市ぷらいど21助成金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後この規定に基づき新規に助成金の申請を行う団体等に適用し、改正前のえびの市ぷらいど21助成金交付要綱の規定により既に助成を受けている団体等は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月28日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のえびの市ふらいど21市民団体活動助成金交付要綱の規定は、平成25年4月1日以後にこの規定に基づき新規に助成金の申請を行う市民団体に適用し、改正前のえびの市ふらいど21助成金交付要綱の規定により既に助成を受けている市民団体は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月25日告示第31号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のえびの市ふらいど21市民団体活動助成金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後にこの規定に基づき新規に助成金の申請を行う市民団体に適用し、改正前のえびの市ふらいど21助成金交付要綱の規定により既に助成を受けている市民団体は、なお従来例による。

別表第1 (第4条、第5条関係)

	内容	助成率	助成限度額
助成対象活動	高齢者の暮らしを支援する活動	助成対象事業の 80/100以内	1年目 100万円 2年目 50万円 3年目 30万円
	農村景観の保全活動		
	生活安全施設の点検、保守活動		
	自然保護・活用活動		
	ごみの減量、資源リサイクル活動		
	世代を越えた交流、相互扶助活動		
	伝承芸能の維持活動		
	地域文化の継承活動		
	伝統的技術、遺構の保全活動		

	郷土料理等食文化の普及、掘り起こし活動		
	音楽、芸術、文学の振興活動		
	グリーンツーリズムの推進活動		
	空き店舗の活用、商店街振興活動		
	地域資源の活用及び素材発掘活動		
	異業種間の情報、技術交換活動		
	その他市長が認める活動		
助成対象施設整備（住民参加型まちづくりファンド支援事業）	文化財周辺整備等	助成対象経費の99/100以内	500万円
	駅舎改修等	助成対象経費の99/100以内	500万円～2000万円
	空き店舗、空き家改修等	助成対象経費の95/100以内	200万円～500万円
	電光掲示版整備	助成対象経費の80/100以内	600万円

別表第2（第6条関係）

	項目	経費の種類
1	講師等謝礼金	講師、指導者、調査・研究等に係る謝礼等（10万円以内のものに限る。）
2	旅費	講師・指導者等の交通費や宿泊費、会議・視察研修に出席するための交通費
3	消耗品費	事務用品、会議資料、活動資料、ポスター、プログラム等の用紙代、材料費等
4	燃料費	事業の実施に必要な燃料代
5	印刷製本費	事業の募集案内、ポスター、プログラム、会議資料、活動資料、活動報告書等のコピー費、冊子作成のための印刷製本費等
6	光熱水費	事業の実施に必要な電気、ガス、水道代
7	通信運搬費	事業に係る切手代、宅配便料等
8	保険料	参加者、指導者、講師が加入する損害賠償保険等

9	手数料	各種申請手数料	
10	原材料費	加工等に使用する原材料代、食材費等	
11	委託料	事業の警備、会場設営費等の費用	
12	使用料及び賃借料	事業を実施するための会場使用料、車両・機器等の借上げ料等	
13	備品購入費	事業実施にあたり必要不可欠と認められる備品購入費	
14	その他	その他事業の実施に必要であると市長が認める経費	
施設整備事業 (住民参加型まちづくりファンド支援事業)			
工事 請負 費	本工事費	施設本体の新築、改修等主となる工事に係る費用	設計監理費は、本工事費及び附帯工事費と合わせて助成を受ける場合に限る。
	附帯工事費	主となる工事に附帯して行う工事に係る費用	
	設計監理費	工事中に施行業者が図面通りの仕事をしているか等について工事監理を行うことに係る費用	